

## 日本組織内弁護士協会綱領

平成24年4月13日制定

弁護士は、法律実務に関するたゆまぬ研鑽及び実践を通じて獲得された総合的かつ高度に専門的な法的識見並びに弁護士法及び弁護士職務基本規程に代表される規範に裏打ちされた職業的倫理観を有することが求められるプロフェッショナルである。

更に、組織内弁護士は、業務内容を深く理解し、組織で共に働く人々に対する敬意と共感を持ちながら高いコミュニケーション力を発揮して組織の一員として職務を遂行することが期待される。

組織内弁護士の意義は、これらの特質を活かすことによって、組織の適正・円滑な業務遂行に寄与し、その価値向上に貢献するとともに、法の支配の実現を図ることにある。

日本組織内弁護士協会は、その前提の下に、以下の事項を主たる目的とする団体である。

- 1 組織内弁護士に関する諸問題を研究し、必要に応じて政策を立案し、関係各機関に提言することによって、社会の組織内弁護士に対する理解を深め、評価を向上させ、その活動領域の拡大を図る。
- 2 研究会・講演会・著作物の刊行などの機会を提供することによって、組織内弁護士の能力・識見の向上を図る。
- 3 組織内弁護士間のネットワークを形成し、親睦を深める機会を提供することによって、知識・経験・情報の共有を図る。

以上